

京都市教育委員会事務局等の会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

京都市教育委員会
教育長 稲田新吾

京都市教育委員会規則第11号

京都市教育委員会事務局等の会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

京都市教育委員会事務局等の会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を次のように改正する。

第9条中「第20条」を「第19条」に、「第18条」を「第17条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)